社会福祉法人山形市社会福祉事業団 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と子育ての両立を図ることができるように、働きやすい環境を整備するため、事業団として次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで(4年間)

2 内 容

目標 1 子の看護休暇制度の充実を図り、休暇取得を促進する。

〈対策と実施時期〉

- ○平成27年 8月~ 子の看護休暇制度の見直しの検討開始
- ○平成28年 2月~ 取扱要綱の改正
- ○平成28年 4月~ 制度改正の実施、文書の交付等による職員への周知

目標2 妊娠中の女性職員の母性健康管理についてパンフレットを作成し、制度の 周知や情報提供及び相談窓口の設置を行う。

〈対策と実施時期〉

- ○平成27年 8月~ 相談窓口の体制検討、パンフレットの内容検討
- ○平成27年10月~ 母性健康管理等に関する公的制度の情報収集
- ○平成28年 4月~ 相談窓口の設置
- ○平成28年 6月~ 制度に関するパンフレット等の作成
- ○平成29年 1月~ 職員会議等における職員への説明・周知、パンフレットの 配布開始

目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、 労働基準法に基づく産前産後休暇などの諸制度の周知を図る。

〈対策と実施時期〉

- ○平成27年 8月~ 出産・育児休業等に関する公的制度の情報収集
- ○平成28年 6月~ 諸制度に関する資料等の作成
- ○平成29年 1月~ 職員会議等における職員への説明・周知、資料の配布